

指令雄総一 8-29

令和3年9月22日

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内堀廻字元城下125-2

株式会社木村工務店

代表取締役

木村 成 様

秋田県知事 佐竹 敬久



一般 建設業の許可について（通知）

令和3年9月1日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可したので、通知します。

許可番号 秋田県知事許可（般一3） 第12633号

許可の有効期間 令和3年9月5日 から 令和8年9月4日 まで

建設業の種類

土木工事業
管工事業

とび・土工工事業
解体工事業

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 令和8年8月5日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）

情報公開用許可証

本許可証は情報公開および当社と締結した有効契約書の更新を目的とし、当社の許可なく使用・転用を禁じます。